

《収支内訳書について》

事業(営業等・農業)所得、不動産所得のある方は、収支内訳書を必ず記入した上で申告書に添付してください。

$$\text{所得の計算方法} \longrightarrow \text{総収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$$

必要経費とは? … 総収入金額に対応する売上原価又はその収入を得るために直接要した費用の額及びその年に生じた販売費、一般管理費その他業務上の費用をいい、具体的には主に次のようなものがあります。ただし、生活費と事業費に共用している費用については、その使用割合によりあん分します。(※印は収支内訳書裏面も記入)

費目	内 訳	費目	内 訳
給料賃金※	従業員に支払った賃金等(家族専従者は除く)	通信費	事業のために要した電話、切手、葉書代等
外注工賃	修理などで外部に注文して支払った加工賃など	広告宣伝費	新聞雑誌等の広告、カレンダー、陳列装飾費等
減価償却費 ※	使用可能期間1年以上で、取得価額10万円以上の事業用資産、機械等	接待交際費	事業のために要した茶菓子代や飲食代等
		損害保険料	事業用資産に対する火災保険料等
貸倒金	貸金等が回収不能になった場合などの損失	修繕費	建物、機械、備品等にかかった通常の維持修理代
地代家賃	事業のための地代や家賃	消耗品費	事業用自動車のガソリン代、帳簿や文房具等
利子割引料	事業用借入金の利子等	福利厚生費	従業員の慰安、保健、修養などのために支払う費用など(事業主が負担する雇用保険、健康保険等)
租税公課	事業税、事業用資産の固定資産税、不動産取得税、事業用自動車の自動車税、同業組合費、印紙代等		雑費
荷造運賃	販売商品の荷造りにかかった包装材料費や運賃等	事業専従者 ※	事業専従者に対する給与(生計を一にする親族に支払う給与については、配偶者は86万円、その他の者は50万円が限度になります)
水道光熱費	事業のために要した電気、ガス、水道料、灯油等		
旅費交通費	事業のために要した電車、バス、宿泊代等		

《減価償却費について》

事業用の建物、機械、器具、備品などの資産の購入代金は、支出した年にその全額を必要経費としなくて、減価償却により資産の使用期間に配分して必要経費化します。(資産の取得時期により計算式が違います)。

定額法… 平成19年4月1日以降に取得した資産
 $\text{資産の取得価額} \times \text{償却率} \times \text{その年の使用月数} / 12 \times \text{使用割合}$
 (償却率については右表②参照)

旧定額法… 平成19年3月31日以前に取得した資産
 $\text{資産の取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{その年の使用月数} / 12 \times \text{使用割合}$
 (償却率については右表①参照)

取得価額…その資産を購入した値段

償却率…資産により、「耐用年数」が決められています。その耐用年数に応じた償却率をかけます。右表を参照してください。

使用月数…その年中に使用した月数が5ヵ月であれば12分の5というように、使用月数によりあん分します。

使用割合…事業と家事に共用して使用した場合には、あん分します。

主な減価償却資産の耐用年数

建物(鉄筋・事務所用)…50年	乗用軽自動車…4年
建物(鉄筋・店舗用)…39年	貨物自動車(ダンプ)…4年
建物(木造・店舗用)…22年	パソコン…4年
建物(木造・農業倉庫)…15年	冷・暖房用機器…6年
乗用自動車…6年	トラクター、コンバイン…7年

減価償却資産の償却率表

耐用年数	①	②	耐用年数	①	②
2	0.500	0.500	17	0.058	0.059
3	0.333	0.334	18	0.055	0.056
4	0.250	0.250	19	0.052	0.053
5	0.200	0.200	20	0.050	0.050
6	0.166	0.167	21	0.048	0.048
7	0.142	0.143	22	0.046	0.046
8	0.125	0.125	23	0.044	0.044
9	0.111	0.112	24	0.042	0.042
10	0.100	0.100	25	0.040	0.040
11	0.090	0.091	26	0.039	0.039
12	0.083	0.084	27	0.037	0.038
13	0.076	0.077	以下参考		
14	0.071	0.072	39	0.026	0.026
15	0.066	0.067	47	0.022	0.022
16	0.062	0.063	50	0.020	0.020